

原子力機構における組織改正の方針について（案）

研究開発機関として、原子力科学技術を最大限利用し、脱炭素社会を実現するという新たな課題へチャレンジしているところ、原子炉や燃料製造施設の運転再開など、着実かつ効果的に実施していくために、令和6年度からの組織体制の見直しを以下のとおり検討している。

（1）安全・核セキュリティ管理体制の見直し

- ・ 安全最優先の体制をさらに強化するため、理事長の直下に「最高安全・核セキュリティ責任者」を設置し、機構全体の安全・核セキュリティを担うことを明確化する。なお、「最高安全・核セキュリティ責任者」は、「安全・核セキュリティ統括本部長」を兼ねることとする。
- ・ 全拠点統一的な安全管理体制の構築を行い安全管理体制の強化を行うため、管理責任者を「最高安全・核セキュリティ責任者」に統一（監査プロセスは除く。）する。

（2）部門制の廃止と拠点所長体制の構築

- ・ 理事を部門長とする部門制を廃止し、理事は経営としての監督責任を担い、より現場に近い各拠点所長が執行責任を担う拠点体制とする。
- ・ 上記により、拠点の事業運営を直接的に担う拠点所長が、予算・人事に係る資源配分権や意思決定権を持ち、自らの責任の下、機動的に施設の保安や研究開発事業を牽引できる体制とする。

（3）拠点組織の階層構造の見直し

- ・ 現在、部門も含め5階層ある組織構造を削減し、拠点所長の下、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化を図る。

（4）組織横断的な横申し機能の設置

- ・ 本部組織として、戦略立案・総合調整を行う3つの「領域」を設置し、理事を領域長として拠点横断的な研究開発を着実に推進していく。

以上